

2018 組合員限定特別金利定期貯金

【取扱期間】

平成30年10月1日（月）～平成31年1月31日（木）

【特別金利】

期間	特別金利
1年	店頭表示金利+年0.1%

【預入条件等】

取扱期間	平成30年10月1日（月）～平成31年1月31日（木）
募集枠	100億円（募集枠に達し次第、終了となります）
預入対象	新規お預け入れの個人の組合員（同居家族も含む）に限らせていただきます 組合員加入につきましては、同時加入もできます。
商品	スーパー定期貯金
契約期間	1年
預入金額	20万円以上
適用金利	店頭表示金利+0.1%
その他	<ul style="list-style-type: none">● すでにお預けいただいている貯金の預替・振替は対象外となります。● 上乗せ金利はそれぞれの初回満期日までの預入期間に限ります。● 満期後は満期時の店頭表示金利にて自動継続します。● 中途解約された場合は、所定の中途解約利率により計算します。

JA信州うえだの組合員になるとメリットがたくさん！

詳しくは、各支所・店までお問い合わせ下さい



主な組合員特典

お問い合わせは、最寄りの支所へお気軽にどうぞ

人間ドック・PET検診の割引と助成

- JA長野厚生連が運営する各病院で、人間ドックやPET・CT検診の割引と助成を行っています。

人間ドック基本料金

日帰り

一般価格

39,960円

組合員価格

37,800円

健康福祉推進
助成金*

- 日帰りドック **1,000円**
- 1泊2日ドック
- PET/CTがん検診 **2,000円**

*組合員とその同居ご家族が対象

1泊2日

一般価格

66,960円

組合員価格

61,560円

がんの早期発見等に効果的な

PET/CTがん検診

一般価格

106,920円

組合員価格

90,882円

各種ローンのご利用

- JA信州うえだで扱う、各種ローンをご利用いただけます。
住宅ローンやマイカーローンなどで金利軽減を受けられます。

葬儀代金の割引

- 子会社の(株)ジェイエイサービスが運営する虹のホールで葬儀を行う際割引が受けられます。



※JA信州うえだの定期積金「虹の会」をご契約いただくと、会員特典としてさらに割引特典が受けられます。

「大手紳士服メーカーとの提携」商品10%引き

- JA信州うえだは「洋服の青山」と提携しています。
「JA×AOYAMAタイアップカード」会員になると、洋服の青山でお買い物の際に代金から10%割引いたします。

JA カードのポイントキャッシュバック

- キャッシュカードやクレジットカードとして利用できる「JA信州うえだカード」を所有していただくと、組合員ポイントが付与されます。さらに、JAとのお取引内容に応じてポイントが貯まり、合算したポイントを年2回キャッシュバック（現金還元）いたします。



広報誌「JAN!JAN!」をお届けします

- JAで行っている各事業のお知らせや、地域情報を掲載した広報誌「JAN!JAN!」を毎月お届けします。



 JA 信州うえだ

店

TEL

担当

JA信州うえだ

<https://www.ja-shinshuueda.iijan.or.jp/>

商品概要説明書
スーパー定期貯金

(平成30年10月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	・スーパー定期貯金 (組合員限定特別金利定期貯金)
2. 取扱期間	平成30年10月1日から平成31年1月31日まで
3. 販売対象	・個人の組合員(同居の家族も含みます)
4. 預入期間	・1年
5. 預入方法 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入 ・20万円以上 ・1円単位
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法 ④税金 ⑤金利情報の入手方法	・預入時の店頭表示の利率に年0.1%の金利を上乗せし満期日まで適用します。 ・自動継続後の適用金利は、継続日のスーパー定期貯金の店頭表示利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 ・20.315% (国税15.315%、地方税5%) ※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭に表示しています。または、窓口でお問い合わせ下さい。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、中途解約利率により計算した利息とともに、払い戻します。中途解約利率については、各貯金の商品概要説明書もしくは規定をご覧ください。
11. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は、当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または信用部(電話:0268-25-8000)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、長野県農業協同組合中央会が設置・運営する長野県JAバンク相談所(電話:026-236-2009)でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合信用部または長野県JAバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249)

	<p>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p>
--	--

- ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

- ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。

なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記長野県JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」

※ 上記に記載のない事項については、「スーパー定期貯金<単利型・複利型>」と同様の取り扱いとなります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA信州うへだ